

## 軽井沢町まちづくり基本条例の一部改正（案）について

### 1 改正の趣旨

軽井沢 22 世紀風土フォーラムは、これまで、シンポジウムの開催や、軽井沢 22 世紀風土フォーラム未来宣言、軽井沢のホントの自然をテーマにしたセミナー、芸術祭の開催等さまざまな活動を行い、住民が主体となったまちづくりを体现してきました。

こうした住民が主体となったまちづくりについて、より自由度の高い活動ができるよう、軽井沢 22 世紀風土フォーラムについて規定した本条例の改正を行うものです。

### 2 改正の内容

#### (1) 軽井沢 22 世紀風土フォーラム等の削除

第 9 条から第 9 条の 3 に規定する軽井沢 22 世紀風土フォーラム、軽井沢 22 世紀風土フォーラム基本会議、まちづくり活動支援部会及びプロジェクトチームに関する規定を削除します。

#### 【削除する規定の内容】

軽井沢 22 世紀風土フォーラム（まちづくりについて必要な事項を協議）	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">軽井沢 22 世紀風土フォーラム基本会議</div>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風土フォーラムの運営</li> <li>・ 軽井沢ランドデザインに関する事項について協議</li> <li>・ 町民等からのまちづくりに関する提案について協議し、とりまとめた意見を町長に提出</li> <li>・ まちづくり基本条例の改正又は廃止に関する事項について協議</li> </ul>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">まちづくり活動支援部会</div> まちづくり活動の支援に関する事項 について協議	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">プロジェクトチーム（PT）</div> 町長が必要と認めるときに設置

#### (2) まちづくりに関する提案関係の改正

上記の改正に伴い、町民等から町長に対し提出された「まちづくり提案」について、町長は、軽井沢 22 世紀風土フォーラム基本会議に意見を求めることができることとされた規定を削除します。

### 3 今後のまちづくり活動について（参考）

本条例では規定しませんが、より自由度の高いまちづくり活動ができるよう、軽井沢 22 世紀風土フォーラムに代わる、中間支援組織（※1）（例：任意団体を含めた外郭団体（※2）等）が立ち上がることを想定しています。

中間支援組織の具体的な活動は、次の事項を想定しています。

#### ア 民間団体等のまちづくり活動の支援

町から、中間支援組織に必要な経費を支給し（負担金）、当該組織が民間団体

等のまちづくり活動を支援する。

●具体例：まちづくり団体等に対し、当該中間支援組織による助成事業を実施

#### イ 町、各種団体等との協働によるまちづくり活動の実施

●具体例：町から中間支援組織に対してまちづくりの方向性を示し、その方向性の中で、町及び中間支援組織の両者の協働によるまちづくりを実現していく。

(※1) 中間支援組織とは、行政と地域の間にとって、社会の変化やニーズを把握し、地域におけるさまざまな団体の活動や団体間の連携を支援する組織のことです。

(※2) 外郭団体とは、町と連携しながら民間の人材や知識、資金等を活用することにより、住民のニーズに即した多様な公共サービスを提供することを目的に設置された団体で、福祉、文化、まちづくり等さまざまな分野で活動を行っています。

【中間支援組織イメージ図】



## 4 施行期日

令和6年4月1日